

予定管理方法等に関する事項

荒川中部左幹線地区

県営土地改良事業荒川中部左幹線地区（農業用用排水施設整備事業）
によって造成された土地改良施設に係る予定管理方法等

1 管理者（変更なし）

この事業による土地改良施設は、荒川中部土地改良区が管理する。

2 管理すべき施設の種類

（変更前）

新設用水路 13.6 km、既設水路改修 3.9 km、
改修高架水槽機場 2箇所

（変更後）

新設用水路 1.6 km、既設水路改修 3.3 km、
改修高架水槽機場 2箇所、給水スタンド新設 4箇所

3 管理に要する費用の負担方法（変更なし）

荒川中部土地改良区が負担する。

4 その他管理方法に関する基本的事項（変更なし）

荒川中部土地改良区において、常時、善良な管理を行う。
なお、管理方法の詳細については別に定めるものとする。